財務諸表

第21期

自 2023年7月 1日 至 2024年6月30日

> 活動計算書 貸借対照表 財産目録

特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

2023年度 活動計算書

2023年 7月 1日から 2024年 6月 30日まで

特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科目	金	5 发	(単位 : 円 <i>)</i> 類 【
I 経常収益	<u> </u>	£	IX
1 受取会費			
· 文 収 云 貞 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	204,000		
世	1,817,000	2,021,000	
2 受取寄附金	1,017,000	2,021,000	
2 受取寄附金 受取寄附金	67 /10 610	67,418,618	
3 受取助成金等	67,418,618	01,410,018	
3 受取助成 立す 受取補助金	2,366,060		
		6,866,060	
受取民間助成金 4 事業収益	4,500,000	0,000,000	
国内外の貧困解消及び緊急援助の	33,197,600	33,197,600	
5 その他収益	33, 197,000	55, 19 <i>1</i> ,000	
受取利息	2,297		
文 以	1,634,092		
その他	6,342,872	7,979,261	
経常収益計	0,042,012	1,313,201	117,482,539
□ 経常費用			117,702,009
1 事業費			
(1)人件費			
(1)人件員 給料手当	27,244,599		
は、一般などは、一般などは、一般などは、一般などは、一般などは、一般などは、一般などは、一般など、	4,374,603		
福利厚生費	36,477		
通勤費	1,071,124		
教育訓練費	317,959		
人件費計	33,044,762		
(2)その他経費	55,511,102		
工事費	15,941,463		
寄付金	29,154,248		
保険料	75,874		
地代家賃	2,945,888		
水道光熱費	239,409		
消耗品費	736,329		
減価償却費	140,950		
旅費交通費	4,921,891		
会議費	4,058		
通信費	462,458		
郵便•荷造運賃	117,740		
広告宣伝費	110,390		
業務委託費	3,993,000		
租税公課	5,600		
銀行手数料	238,156		
諸会費	130,000		
その他経費計	59,217,454		
事業費計		92,262,216	
2 管理費			
(1)人件費	4054055		
給料手当	4,354,626		
法定福利費	682,394		
福利厚生費	5,282		
通勤費	117,030		
教育訓練費	165,288		
人件費計	5,324,620		

-	_		
(2)その他経費			
保険料	4,040		
地代家賃	364,112		
水道光熱費	29,591		
消耗品費	39,985		
減価償却費	58,024		
旅費交通費	9,482		
通信費	81,180		
郵便•荷造運賃	16,017		
業務委託費	128,336		
弁護士会計士等報酬	1,867,930		
租税公課	1,300		
銀行手数料	122,106		
諸会費	51,700		
その他経費計	2,773,803		
管理費計		8,098,423	
経常費用計			100,360,639
当期経常増減額			17,121,900
税引前当期正味財産増減額			17,121,900
法人税、住民税及び事業税			0
前期繰越正味財産額			79,371,094
次期繰越正味財産額			96,492,994

2023年度 貸借対照表

2024年6月30日 現在

特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

(単位:円				
科目		金額		
I 資産の部				
 1 流動資産 現金預金 未収金 前払費用 流動資産合計 2 固定資産 (1)有形固定資産 建物 	105,656,003 1,822,947 387,182 258,278	107,866,132		
什器備品	159,714			
有形固定資産計	417,992			
(2)投資その他の資産 敷金 保証金 投資その他の資産計 固定資産合計 資産合計	1,000,000 500,000 1,500,000	1,917,992	109,784,124	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債				
未払費用 前受金 預り金 流動負債合計 2 固定負債	10,929,124 1,500,000 862,006	13,291,130		
固定負債合計		0		
負債合計			13,291,130	
Ⅲ 正味財産の部				
前期繰越正味財産 当期正味財産増減額		79,371,094 17,121,900		
正味財産合計			96,492,994	
負債及び正味財産合計			109,784,124	

2023年度 財産目録

2024年6月30日 現在

特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

			(単位:円)
科目		金額	
I 資産の部 1 流動資産 現金預金 普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店 普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店(米ドルロ) 普通預金 三井住友銀行中野坂上支店 郵便貯金 未収金 前払費用 流動資産合計 2 固定資産 (1)有形固定資産 建物 電気・電話工事 什器備品 パソコン3台 有形固定資産計	96,003,801 8,973,485 453,887 224,830 1,822,947 387,182 258,278 159,714 417,992	107,866,132	
(2)投資その他の資産 敷金 保証金 投資その他の資産計 固定資産合計 資産合計	1,000,000 500,000 1,500,000	1,917,992	109,784,124
1 流動負債 未払費用 前受金 預り金 流動負債合計 2 固定負債 固定負債合計 負債合計	10,929,124 1,500,000 862,006	13,291,130	13,291,130
正味財産			96,492,994

財務諸表の注記

1 重要な会計方針

、5.5.1.7.2.7. 財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法 定額法を採用しています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理 該当事項はありません。
- (3) ボランティアによる役務の提供 該当事項はありません。
- (4) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
- 2 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。 従って当法人の正味財産96.492.994円のうち使途が特定されている金額はありません。

(単位:円)

						(十二二)/
補助金等の名称	交付者	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
居住支援法人活動支援 事業	国土交通省	0	2,366,060	2,366,060	0	
Habitat Youth Leadership Development Project ハビタット・ユース・リーダー育成プロジェクト	公益財団法人 電通育英会	310,184	500,000	810,184	0	
令和6年能登半島地震に 関わる支援活動	公益財団法人 日本財団	0	1,000,000	1,000,000	0	
「ボラサポ・令和6年能登 半島地震」第1回中長期 助成事業	社会福祉法人 中央共同募金会	0	3,000,000	3,000,000	0	
合 計		310,184	6,866,060	7,176,244	0	

3 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	522,504	0	0	522,504	264,226	258,278
什器備品	3,056,737	162,580	187,500	3,031,817	2,872,103	159,714
投資その他の資産						
敷金	1,000,000	0	0	1,000,000	-	1,000,000
保証金	500,000	500,000	500,000	500,000	-	500,000
合 計	5,079,241	662,580	687,500	5,054,321	3,136,329	1,917,992

4 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	財務諸表に計上さ れた金額	内役員及び近親 者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	67,418,618	1,499,300
その他収益(その他)	6,342,872	2,250,000
合 計	73,761,490	3,749,300

- 5 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
- ・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、人件費、地代家賃および水道光熱費については従事割合に基づき按分しています。

監 査 報 告 書

特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

2023年度 (FY24:2023年7月~2024年6月)

自 2023年7月 1日 至 2024年6月30日

ふじみ監査法人

独立監査人の監査報告書

2024年8月29日

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン 理 事 長 ガオ・リュウ高柳 殿

> ふじみ監査法人 東京事務所

> > 指定社員 業務執行社員 指定社員 業務執行社員

公認会計士村田俊祐

公認会計士 淡路洋平

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンの 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までの 2023 年度 (FY 2 4: 2023 年 7 月~2024 年 6 月) の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、活動計算書、財務諸表の注記及び財産目録について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、全ての重要な点において、NPO 法人会計基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、NPO法人会計基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は 誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適切に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、NPO 法人会計基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表等の表示及び注記事項が、NPO 法人会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上